

「(仮称)新潟市こども計画」の策定方針

1 計画策定の概要

こども基本法において、市町村は国が定めた「こども大綱」を勘案して「市町村こども計画」を策定するよう努めるとされたことを受け、本市でも「(仮称)新潟市こども計画」の策定に取り組みます。

同計画については、令和7年度から令和11年度の5年間の計画期間として、「第2期新潟市子ども・子育て支援事業計画(新・すこやか未来アクションプラン)」(以下アクションプラン)と一体の計画として、策定します。

- (1) 計画名称：(仮称)新潟市こども計画
- (2) 計画期間：令和7年度から令和11年度までの5か年

2 計画の位置づけと基本理念

(1) 上位計画及び関連計画との整合性

「(仮称)新潟市こども計画」は、アクションプランと同様に「新潟市総合計画2030」を上位計画とする分野別計画として位置づけ、こども施策に関する総合的な計画として、下記の計画を包含するものとして策定します。

- 子ども・子育て支援法第61条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」
- 子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「子ども・若者計画」
- 子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づく「子どもの貧困対策推進計画」
- 次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「次世代育成支援行動計画」
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「ひとり親家庭等自立促進計画」
- 「健やか親子21」に基づく「母子保健計画」
- 「新・放課後子ども総合プラン」に基づく「市町村行動計画」

また、「新潟市地域福祉計画」、「新潟市障がい児福祉計画」等の各個別の計画と整合性を図るものとします。また、本計画は、国が推進する「新・放課後子ども総合プラン」の「市町村行動計画」としても位置付けます。

《主な関連計画》

- 新潟市男女共同参画行動計画 ●新潟市文化創造都市ビジョン
- 新潟市スポーツ推進計画「スポ柳都にいがた」プラン ●重層的支援体制整備事業実施計画
- 新潟市地域福祉計画・各区地域福祉計画 ●新潟市障がい福祉計画・新潟市障がい児福祉計画
- 新潟市子どもの権利推進計画 ●新潟市立保育園配置計画 ●新潟市健康づくり推進基本計画
- 新潟市生涯歯科保健計画 ●新潟市教育ビジョン

(2) 計画の基本理念及び基本方針

アクションプランの基本理念や、こども基本法の理念（別紙1）、こども大綱の基本的な方針（別紙2）、「新潟市総合計画 2030」などを踏まえながら検討していきます。

【現行のアクションプランの記載】

基本理念：子ども・家庭・地域に笑顔があふれるまち にいがた

- 姿 勢： 1. 一人ひとりの子どもの「最善の利益」を第一に考えます
2. ライフステージに応じた支援を切れ目なく行います
3. 地域力・市民力を活かし、社会全体で子どもの育ちを支援します

3 関連調査（市民アンケート）の実施について

令和6年度に実施する現行のアクションプランの進捗管理のための、「子ども子育てアンケート」について、早期に実施し、結果を新計画に反映します。

また、併せて貧困に関するアンケートについても早期に実施し、結果を新計画に反映します。

4 こども、保護者などからの意見の収集について

こどもや保護者などの意見を収集するため、直接意見を聴くワークショップやアンケートを実施します。

5 計画策定スケジュール

令和6年の5～11月の間に、子ども・子育て会議を3～4回開催し、計画案を審議いただきます。

12月には素案を完成させ、市議会に諮った後、市民へのパブリックコメントに付します。

パブリックコメントを踏まえた修正を加え、2月～3月に子ども・子育て会議に完成版をお示し、承認いただいた後、令和7年4月から計画をスタートさせます。

R6年4月～11月	計画素案を作成し、子ども・子育て会議にて審議
12月ごろ	計画素案完成
12月議会	計画素案の報告
R7年1月ごろ	計画素案のパブリックコメント
2月～3月	「新潟市こども計画」の完成